



「ADR」の魅力ー「あっせん・仲裁」のススメ ～弁護士会紛争解決センターの役割と真価～

紛争解決センター運営委員会 前委員長 岡田 康男 (34 期)
委員 林 満彦 (62 期)

1 はじめに

皆様は、次のような相談を受けられたとき、どのような紛争解決手段をお考えになるのでしょうか？

ケース① 有名医師の内縁解消、損害賠償

有名医師の内縁解消の事案であるが、内縁関係の有無につき争いがあるほか、財産分与や相手方へのDV行為に対する治療費・慰謝料の支払いなど、複数の争点がある。相談者は、有名医師としての信用を落とさず、秘密を保持して短期かつ一挙に解決することを望んでいる。

ケース② 起訴前の刑事示談あっせん

起訴前の被疑者から、不起訴処分を得るため、被害者との急ぎの刑事示談を求める情状弁護の依頼。被害者の要求額とは大きな開きがあり、直ちに示談は難しい。

このようなケースで、ある弁護士は、相手方との協議の途を模索され、ある弁護士は、調停や裁判の利用を検討されるでしょう。あるいは、解決困難として、早々にお断りになる弁護士もいらっしゃるでしょうか。

「紛争解決センター」では、これらを含め私法上の殆どのトラブルを、「ADR（あっせん・仲裁手続）」の手法によって、迅速かつ円満に解決することを目指しています。

このたび、全5回にわたって、私たち紛争解決センターの記事を本誌に連載させていただくこととなりました。この機会に、皆様に少しでもADRの魅力をお伝えし、理解を深めていただくことができれば、私たちにとって大きな喜びです。

2 「紛争解決センター」とは？ ー「弁護士会ADR」

(1) 弁護士会による「ADR」

皆様ご存知のとおり、「ADR」（‘Alternative

Dispute Resolution’の略称で、一般に、「裁判外紛争解決（手続）」と訳されています。）とは、公正な第三者が当事者の話し合いに関与して、裁判によらず、対話によって紛争を解決しよう、という手続です。

では、会員の皆様は、当会設置の「紛争解決センター」というADR機関をご存知でしょうか。ご存知であれば、ご利用いただいたことはあるでしょうか。

民事調停、家事調停などの裁判所が行う司法ADRや、交通事故紛争処理センター、事業再生ADRなどの民間団体が行う民間ADRは、一般になじみ深く、皆様も幾度か利用、相談されたことがおありと思います。

しかし、平成2年、第二東京弁護士会による開設以来、当会（平成6年）を始め全国52の単位会中27の単位会で展開する弁護士会独自のADR機関（「紛争解決センター」、「あっせんセンター」または「仲裁センター」。以下「弁護士会ADR」といいます。）の存在については、ご存じでない会員も多いのではないのでしょうか。*1

*1：当会・紛争解決センターにおける、近年の事件受付数は、年間100件に満たない数で推移しており、全国27の弁護士会あわせても1,000件前後です。司法ADRの代表格である民事調停だけでも、年間10万件程度利用されている（21年司法統計）ことと比較すると、紛争解決のプロ集団である弁護士会ADRには、まだまだ大いに活躍を期待できるはずです。それにもかかわらず、このように弁護士会ADRの利用が伸び悩む要因の一つは、弁護士会ADRの認知不足にあると指摘されています。

(2) 沿革と法制

ア 諸外国の場合

欧米、とくにアメリカでは、一般に裁判には、膨大な時間と費用がかかるため、裁判にかわる簡易迅速な手続として、民間型ADRが広く認知され利用されています。

実際、日本では考えにくいことですが、アメリカでは、「プライベートメディエーター」という私的調停人として、自らADR（あっせん・仲裁）を運営して、相応の報酬を得て紛争を解決する弁護士が相当数いるといわれています。

イ 日本の場合

これに対し、わが国では、「お上」による調停制度として、江戸時代の「内済」、明治時代の「勧解」など古い歴史があるように、民事調停、家事調停などの司法型ADRは、他国に類を見ないほど盛んです。しかし、弁護士会ADRなどの地道な活動にもかかわらず、民間において対話的解決を図るといふ民間型ADRの手法は、まだ十分に根づいているとは言えません。

それでもこの数年、民間ADRに関する法制度が整備されてきており、平成19年には、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（一般に、「ADR法」と略されます。）が施行され、紛争解決手段としてのADRの利用促進と民間団体への認証制度が定められました。また、平成21年には、金融商品取引法等の改正により、金融ADRが制度化され、一部の金融機関の金融トラブルについては、弁護士会ADRが紛争解決機関として活動することが定められました。その他、現在、住宅紛争ADR、知的財産権ADR、医療ADR、地デジ対応ADR、など様々なADRが各分野で展開され活用されつつあります。

このように、わが国のADR制度は、現在、大きな転換期を迎えています。この機会に、弁護士会ADRの特徴とメリットを正しくご理解いただき、手続を活用して社会の紛争解決のニーズに役立てていただくとともに、皆様の業務向上につなげていただければと考えるものです。

(3) 「ADR」とは? —「あっせん」と「仲裁」

では、弁護士会ADRにおける、紛争解決手続とは具体的にどのようなもののでしょうか。*2

紛争解決センターでのADRには、大きく分けて、「あっせん」と「仲裁」の2つの手続があります。

まず、「あっせん」とは、当会では登録7年以上の様々な専門的知見を有する熟練弁護士（あっせん人）

が、当事者の話し合いを公平中立な立場で聞き、事実を整理して、双方納得ずくの和解を目指す手続です。

他方、「仲裁」とは、同様に熟練弁護士が仲裁人となり、当事者の仲裁合意のもと、事実関係の整理と法的評価を通して仲裁判断を行う手続です。仲裁判断には、執行決定という簡易な手続を経て確定判決と同一の効力が生じます（仲裁法45条1項）。

わが国では、仲裁制度に対するなじみが薄く、当センターに申し立てられる事件のほとんどは「あっせん」事件です。しかし、和解直前に当事者が合意して、「あっせん」から「仲裁」に移行し実質的な手続を経ることで、和解内容を仲裁判断とした執行力を得る仲裁決定制度が注目され、利用されています。

*2：申立方法や手続の流れ、Q&Aなどが、東京弁護士会HP・「紛争解決センター」のページや、法律相談室設置のクリアファイル等で、詳しく説明されています。どうぞ参照ください。

3 「ADR」の魅力

—「あっせん・仲裁」の特徴

それでは、「あっせん・仲裁」を利用するメリット、すなわち、裁判や調停（司法型ADR）と比較した、弁護士会ADRの特徴は何なのでしょう？

(1) 裁判との比較

まず、裁判と比較した「あっせん・仲裁」の一般的特徴として、次のものが挙げられます。

- ① **申立手続が簡便**で、紛争内容や管轄について制限がない（全事件を霞が関で申立可能）。
- ② 裁判と比べ、かなり**迅速な解決**を期待できる（民事第一審の平均審理期間約200日（第4回迅速化検証に関する報告書）に対し、当センターの和解成立時の平均は約90日、審理回数約2.7回）。
- ③ 法律論にとらわれない**柔軟な協議**により、納得感のある解決が図れる。

- ④当事者が、事案に適したあっせん人を指名でき、また、他業士ら専門家も手続に関与させられる。
- ⑤手続を秘密裏に進められ、当事者の秘密が守られる（精神的な抵抗感が少ない）。
- ⑥手続費用がリーズナブルである（当センターの申立手数料は紛争額に拘わらず一律1万円（税別）で、和解が成立してはじめて、成約手数料をいただく枠組になっている。ただし、各当事者毎に1期日あたり5千円（税別）の期日手数料を別途負担）。
- ⑦期日の開催場所（弁護士会館のほか、あっせん人の事務所や事件現場）、開催間隔、開催日（休日開催）などについて、あっせん人の裁量で柔軟に定めることができる。

(2) 調停との比較

基本的に、裁判との比較と同様、①申立や期日設定の便宜、②法律論や相場感覚にとらわれない柔軟な協議の可能性、③あっせん人の選択や専門家の利用による事案解決の最適化、④手続の密行性など、「あっせん・仲裁」利用のメリットは、決して少なくありません。

また、近い将来、家事事件手続法の施行により、家事調停・審判における記録開示が進めば、秘密厳守という、あっせん・仲裁の特徴がより重要性を増すことになります。

もっとも、これらの特徴に対し、和解契約書の執行力がない点や不応諾（相手方が出頭しない）のリスクが短所として指摘されることがあります。しかし、前者は、2(3)のとおり、仲裁合意を通し和解内容を債務名義化するほか、公証役場との連携や簡易裁判所の即決和解制度の活用によって、後者は、あっせん人と事務局による熱心な出頭要請によって、それぞれ効果的対処が図られています（なお、平成19～21年度の3年間の応諾率は、約7割に迫り、その半数で和解が成立しています。）。

(3) 「ADR」の有用性 — 「あっせん・仲裁」の使い勝手の良さ

以上のとおり、弁護士会ADRには、既存の司法制度（または司法型ADR）には見られない図抜けた特徴があることが分かります。このような弁護士会ADRの特徴に適した事案を見定め、紛争解決センターをご活用いただければと存じます。

(4) ケース事例の場合

冒頭のケース事例でも、「弁護士会ADR」の利用によって、次のメリットを期待できます。

ケース① 有名医師の内縁解消、損害賠償

裁判は公開原則をとるため、当事者が事件を秘密裏に解決することを望むケースには適していません。また、手続は司法型ADRでも非公開ですが、当事者は、原則として裁判所へ出頭することとされており、誰にも気づかれずに話し合いを成立させることは困難です。

そのため、手続が非公開で関与者に守秘義務が課され、開催日・開催場所などが柔軟な弁護士会ADRは、このような事件の利用に大変適しています。また、内縁問題に明るいあっせん人を選択し、事案に即した妥当な結論を得ることが可能です。

ケース② 起訴前の刑事示談あっせん

起訴前の被疑者弁護では、弁護人が被害者と話をしても、被害者の被害感情がかえって悪化したり、被疑者の弱味を見込んだ被害者が多額の請求額を変えず、法外な示談額になる場合があります。このような場合、被害者への検察官の助言にも効果がありますが、あっせん人など中立の第三者が仲介し、適正な示談条件を提示することで、被害者の気持ちが大きく変わり、劇的に交渉が好転することも少なくありません。

当センターでは、短期集中で期日設定をし、ときに電話によるなど、あっせん人の熱心な仲介の結果、刑事示談が短期間に成立し、不起訴、執行猶予付判決に至ったケースが相当数あります。

4 専門分野におけるADR

東京弁護士会・紛争解決センターでは、契約トラブル、損害賠償請求、家事・労働事件、近隣問題、企業間紛争など、あらゆる法律分野、生活レベルの紛争を、あっせん・仲裁の対象としています。

他方で、特定の紛争分野については、東京三弁護士会（以下、「三会」といいます。）が協力して、より専門性に富んだ運営を、統一的に行うよう工夫しています。

（1）医療ADR～医療紛争の双方納得の解決～

医療事故を始めとする医療関連トラブルでは、患者側に証拠収集や立証上の課題がある一方、病院側にも裁判の長期化や信用低下のリスクを避けたいとの欲求があります。

三会が主催する「医療ADR」では、患者側と医療側それぞれの立場に精通したあっせん人の複数体制を敷き、専門性、公平性に配慮して、当事者の話し合いによる紛争解決を促進します。このように医療ADRは、0か100かの勝敗ではなく、ADRの手法を通した相互理解と、できる限り柔軟で納得ずくの解決を目指しています。

（2）金融ADR～金融トラブルのスピード解決～

平成21年の金商法等改正により、平成22年10月から、金融商品やサービスをめぐる、金融機関と顧客とのトラブルをあっせん・仲裁する、「金融ADR制度」がスタートしました。

同制度は、法律に基づき、全ての金融事業者に対して、業界団体が設置する指定紛争解決機関か、弁護士会ADRなどの民間ADR機関を利用して、紛争を解決するよう義務付けており、しかも、利用者保護の見地から、金融機関は、原則として手続の応諾や資料提出を義務づけられています。

三会の金融ADRは、金融側と顧客側、それぞれの代理人として金融紛争に精通した専門弁護士各1名があっせん人になる2人体制を基本とし、専門性、公平性に配慮しており（なお当会では、当面、あっせん手続に精通した1名を加え、3人体制で万全を期しています。）、制度への期待がますます高まっています。

（3）震災ADR～期待される震災への対応～

本年3月11日発生した東日本大震災に起因する紛争への対応が、被災地のみならず、日本各地の弁護士会に求められています。いち早く「震災ADR」を立ち上げた、被災地の仙台弁護士会には、すでに200件を超えるあっせん・仲裁事件の申立がありました。

そのような仙台会の活動状況も踏まえ、当会始め三会として、有意な貢献をするべく、具体的な活動に向けた調整が現在続いています。

5 むすび

弁護士会ADRは、紛争分野や法形式にとらわれず、紛争を簡易・迅速かつ納得できる解決に導く手続であり、大変魅力ある紛争解決手法です。

この魅力、有用性をぜひ一度体感してみてください。そして、その後も繰り返し、当会・紛争解決センターをご利用いただきますようお願いしております。

◇今後の連載テーマ（予定）

第2回（10月号） 一般ADRの意義～執行力のないことはADRのデメリットか～

第3回（11月号） 医療ADRの現状～医療紛争の双方納得の解決を目指して～

第4回（12月号） 金融ADRの現状～金融トラブルのスピード解決～

第5回（2012年1月号） 震災ADRの現状～新たな問題領域への対応～